

第4回団体交渉を開催

4月20日に4回目の団体交渉を開催しました。要求事項と法人からの回答の要約を載せていますのでご確認ください。(詳細は後日、各支部に設置している「活動メモ」に綴じます)

要求事項

1. 労働協約の締結について
2. 労働時間管理（休憩時間管理）について
3. 人材確保について
4. 教育体系の確立について
5. その他

回答（要点を記載）

1. 労働協約の抜粋

第1条に「法人と組合は、適正な労働条件を基礎とした相互信頼にもとづく労使関係を築くことをここに確認する」とあります

第8条では組合掲示板の設置が認められました。また、第11条には「法人と組合は、法人の経営方針と現状及び職場問題等について労使の意思疎通を図り、協力関係を充実させるため、労使双方の2名以内の代表により労使協議会を設ける」とありますので、第1条と併せて、組合員は必要なことを執行部へお知らせください。

2. 労働時間管理

今般導入された出勤表により出退勤の時刻が判るようになりましたが、意味のある運用のため、管理者に実態把握をお願いしています。時間外申請については、管理者の了承を得られれば事後申請でも可能です。また、事務職員に時間外手当を支給するとの回答がありました。

3. 人材確保

「平成31年度の採用目標を5名としている」「EPA介護福祉士候補生を採用しており、介護福祉士留学生を今後各施設へ配属していく予定」とのことです。

4. 教育体系の確立

「インターネットを活用したeラーニングのIDを各施設に配布。また、人材育成プロジェクトを実施し、次世代のリーダー育成を図る。さらに、各施設長の判断や職員からの希望により、外部研修に参加してもらう。ただし、参加後のフィードバック等、参加には条件がある。」

5. その他

- ①夜勤手当の中に夜間割増賃金も含まれているため、基本給の高い職員ほど手当に相当する金額が低いことを知っておいてください。
- ②いくつかの施設の勤務体系について、安直に休憩時間を増やすことで拘束時間が増大するのはいかがなものかと投げかけています

組合活動に関するご相談窓口について

組合員、非組合員を問わず、東かがわ市の施設の方は蓮井副委員長が、さぬき市以西の施設の方は横田副委員長が対応いたします。まずは080-6280-1291（組合携帯電話）までご連絡ください。早急な対応が必要な場合は、執行三役から各支部（各施設）の代表者へ連絡し、直ちに対応します。

不当労働行為とは

組合員であることを理由に解雇や配転等の法律行為だけでなく、組合批判の言動や仕事上の細々とした差別などの事実上の反組合的行為も含まれます。反組合的行為には反組合的発言も含まれています。発言内容の威嚇的側面が重視されるとともに、法人内での地位、相手側、場所、発言の経緯・時期、発言の影響、労使関係の状況等も関係します。

表面の法人からの回答の1.に記載した第1条「法人と組合は、適正な労働条件を基礎とした相互信頼にもとづく労使関係を築くことをここに確認する」にありますように、我々は法人を信頼すると同時に、信頼される仕事をしなければなりません。ただし、労使はあくまでも対等な関係であり、上司が高圧的な態度や声を荒らげるなどの行為は本来あり得ないことです。そのようなことがあれば録音またはメモを残しておいてください。

組合は、従業員の処遇改善と同時に、風通しの良い職場環境の実現を設立当初より大きな目標として掲げています。

労働組合加入申込書

私は、結成の趣旨と活動方針に賛同し、U Aゼンセン瑞祥会・ルボアユニオンに加入を申し込みます。組合加入後は、組合規約と機関の決定に従い、従業員の生活と権利を守り、法人と組合の発展に努力します。

20 年

U Aゼンセン瑞祥会・ルボアユニオン御中

氏名		生年月日	年 月 日
住所	〒		
電話番号			
施設名		経験年数	年 月